

I 章 北部保健所の概要

1 沿革

昭和12年4月 旧保健所法制定

中津保健所

昭和13年8月 中津市大字上宮永2丁目に保健所発足
27年4月 庁舎増築
53年6月 中津市中央町1丁目10-42に庁舎新築・移転

高田保健所

昭和19年10月 高田町大字玉津下町の民家を借りて業務を開始
20年5月 高田町大字御玉に民家を借用移転
26年6月 高田町大字玉津873番地に庁舎新築・移転
29年5月 市制度施行により高田町が豊後高田市となる。
57年12月 豊後高田市大字是永39番地に庁舎新築・移転

宇佐保健所（四日市保健所）

昭和19年10月 宇佐郡四日市町大字四日市1270に仮事務所を置き業務を開始
21年1月 宇佐郡四日市町大字石田73番地に移転
26年8月 宇佐郡四日市町大字四日市1534の1に庁舎新築・移転
42年4月 宇佐市発足により四日市保健所を宇佐保健所と改称
49年12月 宇佐市大字法鏡寺235の1に庁舎新築・移転

宇佐高田保健所

平成9年4月 宇佐高田保健所発足。2部6課制となる。

宇佐高田県民保健福祉センター

平成17年4月 宇佐高田県民保健福祉センター発足。2部7課制となる。

宇佐豊後高田県民保健福祉センター

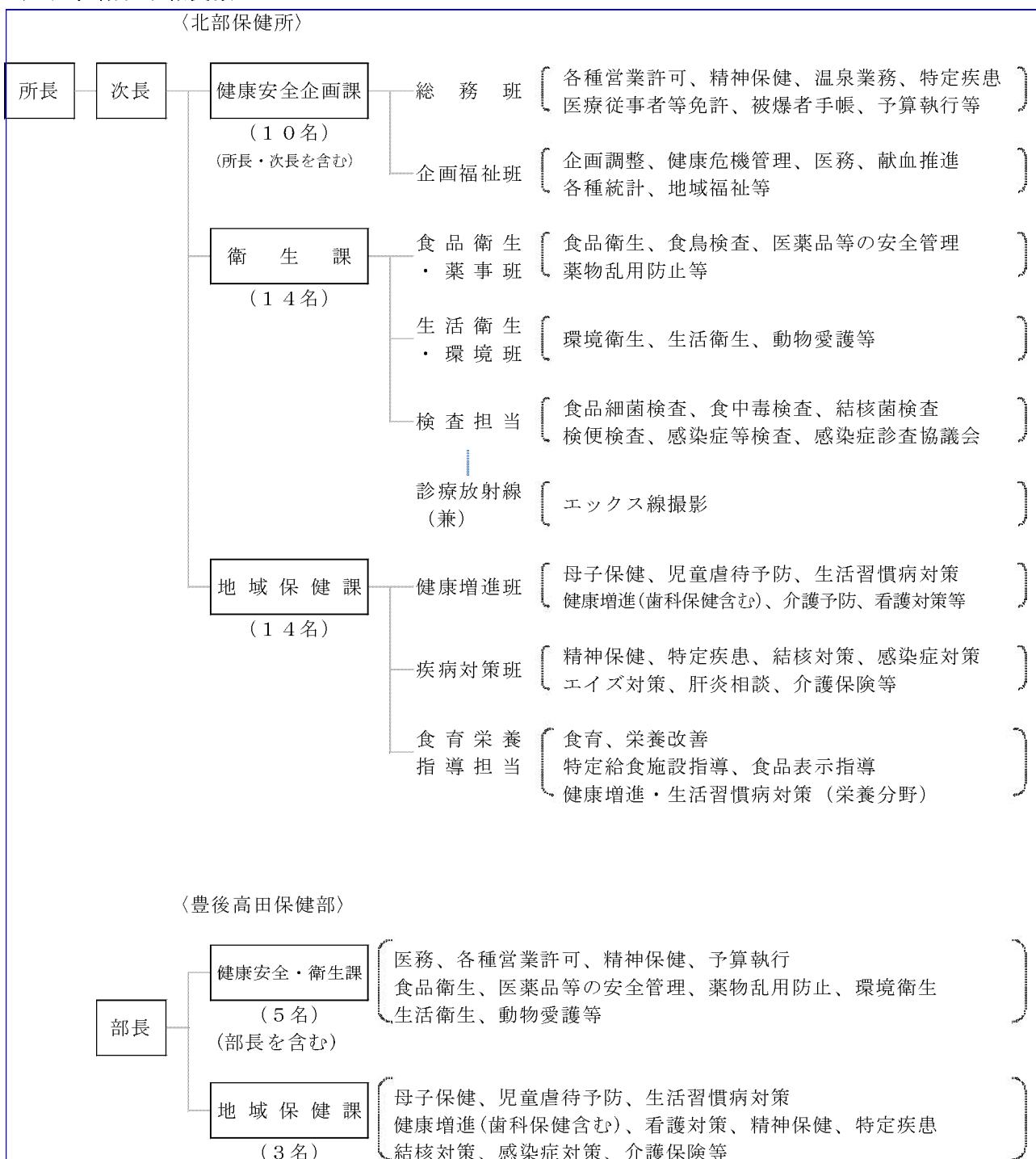
平成18年4月 宇佐高田県民保健福祉センターを宇佐豊後高田県民保健福祉センターに改称

北部保健所

平成20年4月 保健所再編により、宇佐豊後高田県民保健福祉センターと中津保健所を統合し、
北部保健所発足。豊後高田市に豊後高田保健部を置く。

2 組織及び職員数

(1) 組織及び職員数



(2) 職種別職員配置状況

(単位：人)

平成25年5月1日現在

	北部保健所					豊後高田保健部			
	現員	所長	健康安全企画課	衛生課	地域保健課	現員	部長	健康安全・衛生課	地域保健課
一般事務	8		8			2		2	
医師	1	1							
化学生	1			1					
薬剤師	7			7		(2) 1		(2) 1	
獣医師	3			3		2	1	1	
臨床検査技師	2			2		(2)		(2)	
診療放射線技師	(3)			(3)		(3)		(3)	
管理栄養士	2				2	(2)			(2)
保健師	13		1		12	3			3
事務補佐	0								
技師	0								
動物管理技術員	1			1		(1)		(1)	
計	(3) 38	1	9	(3) 14	14	(10) 8	1	(8) 4	(2) 3

注意：（ ）は兼務職員（外数）

3 定例業務

予約により又はあらかじめ日時を定めて、次の業務を実施しています。

北部保健所

項目	曜日	受付時間	備考
精神保健福祉相談	毎月第2木曜日	14:00~16:00	予約制
肝炎ウイルス（B型・C型）検査	毎月2回水曜日 (開催週は不定期)	9:00~11:00	予約制
エイズ（HIV抗体）検査			
骨髓提供希望者ドナー登録の受付	—	—	予約制
検便	毎週火曜日	9:00~12:00	
食品検査	—	—	予約制

豊後高田保健部

項目	曜日	受付時間	備考
精神保健福祉相談	毎月第3木曜日	14:00~16:00	予約制
骨髓提供希望者ドナー登録の受付	—	—	予約制
検便	毎月第1・3月曜日	9:00~11:00	

注：検便について、該当日が祝日等により閉院日のときは、代替日を決めて実施しています。

4 業務概要

健 康 安 全 企 画 課

(豊後高田保健部は健康安全・衛生課)

(1) 総務関係

予算管理、人事管理、庁舎管理といった一般庶務のほか、医療従事者免許の受付事務、食品・薬局・旅館業等の営業許可、温泉に関する許可などを所管している。

また、精神障がい者の入・退院事務、原爆被爆者への被爆者手帳の交付や健康診断等を行っている。

(2) 企画・福祉

保健所機能強化に係る企画調整、健康被害に対して迅速かつ的確な対応が図られるよう、健康危機管理体制の整備に努めるほか、医療法に係る許認可事務、医療機関の立入検査、肝炎医療の受給認定、人口動態・病院報告・地域保健事業報告などの各種衛生統計等を所管している。

また、保健所機能強化計画を策定し、今後の保健医療施策の方向性を明らかにするとともに、各種保健統計の分析や調査研究を進め、地域保健の広域的専門的かつ技術的拠点としての機能強化を図っている。

なお、福祉関係では、ユニバーサルデザイン出前授業の実施のほか、高齢者福祉分野での介護保険事業所指定更新事務、新百歳の方への祝品の伝達、障がい者福祉分野での障がい者福祉ネットワーク会議の運営、身体障がい者・知的障がい者相談員合同研修会の実施、精神保健福祉に関する業務等、地域の福祉の向上に努めている。

衛 生 課

(豊後高田保健部は健康安全・衛生課)

(1) 食品衛生

飲食に起因する食中毒など危害の発生を防止し、安全で安心できる食品の提供を図るため、食品営業施設等の監視・指導を行うとともに、食品衛生協会を中心に、自主管理体制の確立を図っている。一方、消費者に対しては、食品衛生講習会や積極的な情報発信により、衛生知識の普及啓発を行っている。

また、食品衛生監視機動班を中心に大型飲食店、弁当屋、仕出し屋、量販店、食品製造施設を重点的に立ち入り、食品衛生法等に基づく施設基準、管理運営基準や食品表示の適正化を図っている。

なお、食品衛生月間や年末食品一斉取締りなど、時宜を得た取組を実施している。

(2) 医薬品等の安全管理

薬局、医薬品販売業者、毒劇物販売業者に対して、医薬品や毒劇物の保管管理、取扱い状況について監視指導を行っている。

毒物劇物取り扱い施設に対しては、保管・貯蔵状況等を把握する実態調査を行い、事故や盗難の未然防止を図っている。

麻薬や向精神薬の適正管理については、薬事監視や医療監視時に指導を行っている。

薬と健康の週間（10／17～10／23）には、大分県薬剤師会等業界の協力を得て、医薬品の正しい知識の普及啓発を図っている。

(3) 薬物乱用防止

平成24年、全国での覚せい剤の押収量は348.5kg、薬物事犯検挙者は1万9千人を越えており、「第3次覚せい剤乱用期」の深刻な状況が続いている。さらに、ファッショングループでの覚せい剤の使用による若者の増加や中・高校生への低年齢化など危機的状況にある。

このため、薬物乱用の恐ろしさを早期に周知することを目的に警察等と連携し、中学・高校生を対象に薬物乱用防止講座を開催するなど啓発を強化している。

また、薬物乱用防止指導員北部地区協議会やボランティアの協力のもと、大分県「ダメ。 ゼッタイ。」普及運動を展開し、地域社会から薬物乱用をなくす運動を進めている。

(4) 環境衛生関係業務

産業廃棄物の適正処理を目的に産業廃棄物排出事業者及び同処理業者の監視指導、並びに産業廃棄物処理業等の許認可業務を行っている。

産業廃棄物処理業協会などの外郭団体の育成指導を行う一方で警察と協力し、不適正処理業者の摘発を行うなど多方面から産業廃棄物の適正処理の推進にあたっている。

水質関係では、河川水及び大規模な工場や事業場の排水の調査を行い、公共用水域の水質汚濁防止を図っている。

(5) 生活衛生関係業務

当所管内の水道普及率は県下の平均普及率に比較して低いので、市に対し水道事業の必要性を積極的に働きかけるとともに、将来的にも公営水道の整備が困難な小規模集落については、生活用水確保のための代替水源開発や維持管理が容易な施設の整備に取り組むよう、支援を行っている。

理容所、美容所、旅館業等の営業施設に対しては監視指導及び許認可業務を行い、それぞれの施設の衛生確保を図っている。

旅館、公衆浴場等入浴施設におけるレジオネラ症防止対策の周知徹底を図るため、立入調査と経営者への指導を行っている。

また、規模の大きな店舗など、特定建築物として届出された施設に対して立入検査を行い、空気環境などが適正に維持されるよう指導を行っている。

(6) 狂犬病予防及び動物愛護業務

狂犬病予防法等に基づき、犬の飼い主への指導や野犬等の捕獲を行い、咬傷事故などの犬による危害防止を図っている。とくに飼犬指導班による野犬等の捕獲業務は前年度に咬傷事故の発生した地区、苦情件数の多い地区を重点地域として年間を通じて巡回指導を行っている。

また、動物愛護の精神を育てる目的をもとに、小学校高学年を対象とした「命の授業」、小学校低学年を対象とした「動物ふれあい教室」、幼稚園児等を対象とした「動物愛護なかよし教室」を実施している。

(7) 試験検査

①防疫及び細菌学的検査

赤痢やO 1 5 7等感染症患者発生に伴う緊急時の防疫検査をはじめ、給食施設従業者、食品関係従業者、水道給水従業者等の定期検便、O 1 5 7 検便を実施し、食中毒や感染症の予防、拡散防止のためのデータを提供している

②食品検査

食品衛生監視機動班の年間収去計画に基づき食肉、食肉製品、魚練り製品、惣菜、冷凍食品食材等様々な食品の細菌検査を実施している。また依頼検査も受付けている。

細菌検査については「大分県の食品衛生検査施設等における検査等の業務管理要綱」に基づき、食品薬品安全センターが実施している外部精度管理調査に参加し、データの信頼性確保に努めている。

③H I V迅速検査

大分県H I V検査実施要領に基づき、迅速検査を実施している。確認検査が必要なときは、衛生環境研究センターに依頼する。

地 域 保 健 課

(1) 母子保健

乳幼児の健康の保持増進を図るとともに、心身の発達に遅れのある乳幼児やその保護者に対し、保健所療育事業・巡回相談等を開催し、療育事業の推進に努めている。また、関係機関との連携を深め、療育支援体制の整備に努め、虐待の発生を予防している。

また、育児不安をかかえる母親等が、安心して子供を産み、ゆとりをもって健やかに児を育てるための育児支援する地域づくりに取り組んでいる。

(2) 健康増進

「生涯健康県おおいた21」を推進するため、栄養・食生活、運動、喫煙対策等を重点として、健康づくりの環境整備を図っている。

また、地域職域健康づくり検討会の開催により、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制の構築に努めた。さらに、市の健康づくり計画推進への支援を行うとともに、まちづくりや地区組織(食生活改善推進協議会、愛育班等)活動についても支援を行っている。

(3) 栄養、食生活改善

県民が健全な食習慣を実践するための食環境整備として、北部地域食育推進連絡協議会を立ち上げ関係機関が連携して食育の推進を図っている。

また、特定給食施設に対し栄養知識や調理技術の向上のための援助・指導を実施し、製造販売者及び消費者へ健康増進法に基づく食品表示基準や広告について普及啓発を行っている。

(4) 精神保健福祉対策

社会生活の複雑化、人間関係の希薄化等「心の健康」を損なう要因が増加しており、うつ病や自殺者の増加等様々な問題が生じている。これらの問題に対応するため、相談窓口の拡大・充実並びに関係機関や地域住民との連携を密にするための連絡会やケア会議を開催している。

さらに、自殺・うつ対策やひきこもり対策としては地域の関係機関の連携が不可欠であることから、ネットワーク推進会議を開催したり、支援関係者の研修、個別の相談にも力を入れている。

「障害者ケアマネジメント推進事業」の一貫として3障害(精神障がい者、身体障がい児・者、知的障がい児・者)合同の「圏域障害者サービス調整会議」を設置し、定例で幹事会を開催して障がい者を中心とした関係機関のネットワークを強化している。

(5) 難病対策

難病は、原因が不明で治療方針が未確立であり、経過が長期にわたるため経済的支援として、特定疾患治療研究事業の対象となっている。

また、難病患者地域支援ネットワーク事業として、保健・医療・福祉の総合的なサービスの提供を要する難病患者に対し、地域の医療機関、介護保険サービス事業者等の関係機関との連携の下、療養や介護などの不安解消を図り地域で安心して療養生活が送れるよう、きめ細かで適切な在宅療養支援を行っている。

(6) 結核対策

感染のハイリスク集団である高齢者と関わりの多い医療関係者や社会福祉施設職員を対象に結核対策研修を実施している。患者支援として地域DOTSにも積極的に取り組み、地域における結核支援体制整備の推進を図っている。

(7) 感染症対策

法定感染症発生時の迅速な対応について、職員や関係者の意識並びに資質の向上、技術の醸成を図っている。

エイズ予防対策としては、高校との連携や広報活動を通じて正しい知識の普及啓発を行っている。

HIV抗体検査についても、年間を通じて受け付け(月2回)している他、検査普及週間や世界エイズデーに夜間検査を導入している。

(8) 介護保険

介護保険制度が適正に運営されるように、介護認定審査会委員・認定調査員の研修を行い資質の向上を図っている。

また、地域ケア会議や地域包括支援センター会議等をとおして、高齢者の自立支援をめざして地域包括ケアシステムの構築に取り組んだ。

(9) 看護職等対策

看護大学生等の地域看護実習を受け入れ、地域保健活動についての知識や理解を深めるため指導を行っている。

また、管内の保健師や看護師等の連絡会・研修会や事例検討をとおして、地域の保健医療関係専門職の資質の向上に努めている。

さらに、管内市役所や病院等の協力により、「看護の日事業」として高校生対象の「ふれあい看護体験」や看護フェスティバル等を実施し、看護に対する理解を深める普及啓発活動を行っている。

平成18年度からは、地域の看護職との連携を図りながら、看護職員の確保定着と質の向上を目的とした「看護の地域ネットワーク推進事業」に取り組んでいる。